

# よくわかる高圧ガス保安法の許可、届出に係る運用と解釈[改訂版]

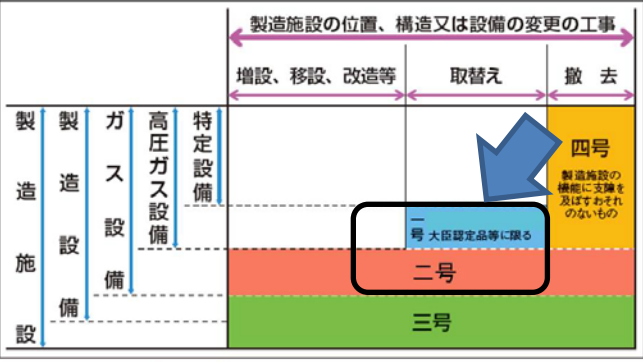
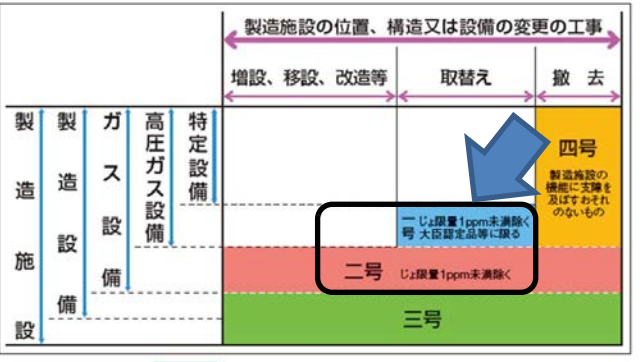
## 【新旧対照表】

平成 28 年 11 月 1 日に政省令、告示、内規等が改正されたため、次のように改訂いたします。

改訂箇所は、囲み部分及び太字下線で示しております。また、削除部分は網掛けにて、図の追加、修正箇所は、囲み部分及び矢印にて表示しております。修正の上、ご使用ください。

頁、該当箇所	改訂後	現 行																														
P. 2 の図 2 注 b) 2 行目	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">P 2</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #FFD700;">区 分</th> <th style="background-color: #FFD700;">高 圧 ガ ス の 定 義</th> <th style="background-color: #FFD700;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮ガス</td> <td>①常用の温度で1MPa以上であって、現に1MPa以上 ②又は、温度35°Cにおいて1MPa以上</td> <td>温度換算</td> </tr> <tr> <td>圧縮アセチレン</td> <td>①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、温度15°Cにおいて0.2MPa以上</td> <td>温度換算</td> </tr> <tr> <td>液化ガス</td> <td>①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、0.2MPaとなる温度が35°C以下</td> <td>飽和蒸気圧</td> </tr> <tr> <td>政令指定液化ガス</td> <td>35°Cで0Paを超える液化ガスで政令で指定 (液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン)</td> <td>3種類のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注a)「常用の温度」とは、ある物質が使われる場合に、その物質がその過程において通常なりうる最高の温度をいい、操作の繰り返しによる異常時の温度は含まれません。</p> <p><b>b)「液化ガス」とは、現に液状であって、(1)大気圧下の沸点が40°C以下のもの、又は(2)大気圧下の沸点が40°Cを超えるもので常用の温度がその沸点以上かつ1MPa以上の状態にあるもの。</b></p> <p>沸点は、「当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、その液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度」をいいます(内規)。</p> <p>○圧縮ガス・圧縮アセチレン・液化ガスの各欄②に該当するものは、現在の圧力が1MPa未満(圧縮アセチレン・液化ガスは0.2MPa未満)であっても高圧ガスとなります。</p> <p>○各欄①は現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段(機械的加圧・加熱・反応等)は問わない、②は温度上昇により理論上、到達するはずの圧力をいい、機械的加圧・加熱・反応等による圧力は含まれません(内規)。</p> <p>○圧力は、ゲージ圧力である。<b>※沸点40°C超の液体に「かつ1MPa以上」が追加(P109も)</b> 18</p> <p>b) 「液化ガス」とは、現に液状であって、(1)大気圧下の沸点が40°C以下のもの、又は(2)大気圧下の沸点が40°Cを超えるもので常用の温度が<b>その沸点以上かつ1MPa以上</b> <b>の状態にあるもの。</b></p> <p>沸点は、「当該液体が純物質か混合物かであるかにかか</p>	区 分	高 圧 ガ ス の 定 義	備 考	圧縮ガス	①常用の温度で1MPa以上であって、現に1MPa以上 ②又は、温度35°Cにおいて1MPa以上	温度換算	圧縮アセチレン	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、温度15°Cにおいて0.2MPa以上	温度換算	液化ガス	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、0.2MPaとなる温度が35°C以下	飽和蒸気圧	政令指定液化ガス	35°Cで0Paを超える液化ガスで政令で指定 (液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン)	3種類のみ	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">P 2</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #FFD700;">区 分</th> <th style="background-color: #FFD700;">高 圧 ガ ス の 定 義</th> <th style="background-color: #FFD700;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮ガス</td> <td>①常用の温度で1MPa以上であって、現に1MPa以上 ②又は、温度35°Cにおいて1MPa以上</td> <td>温度換算</td> </tr> <tr> <td>圧縮アセチレン</td> <td>①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、温度15°Cにおいて0.2MPa以上</td> <td>温度換算</td> </tr> <tr> <td>液化ガス</td> <td>①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、0.2MPaとなる温度が35°C以下</td> <td>飽和蒸気圧</td> </tr> <tr> <td>政令指定液化ガス</td> <td>35°Cで0Paを超える液化ガスで政令で指定 (液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン)</td> <td>3種類のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注a)「常用の温度」とは、ある物質が使われる場合に、その物質がその過程において通常なりうる最高の温度をいい、操作の繰り返しによる異常時の温度は含まれません。</p> <p><b>b)「液化ガス」とは、現に液状であって、(1)大気圧下の沸点が40°C以下のもの、又は(2)大気圧下の沸点が40°Cを超えるもので常用の温度がその沸点以上のもの。</b></p> <p>沸点は、「当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、その液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度」をいいます(内規)。</p> <p>○圧縮ガス・圧縮アセチレン・液化ガスの各欄②に該当するものは、現在の圧力が1MPa未満(圧縮アセチレン・液化ガスは0.2MPa未満)であっても高圧ガスとなります。</p> <p>○各欄①は現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段(機械的加圧・加熱・反応等)は問わない、②は温度上昇により理論上、到達するはずの圧力をいい、機械的加圧・加熱・反応等による圧力は含まれません(内規)。</p> <p>○圧力は、ゲージ圧力 12</p> <p>b) 「液化ガス」とは、現に液状であって、(1)大気圧下の沸点が40°C以下のもの、又は(2)大気圧下の沸点が40°Cを超えるもので常用の温度が<b>その沸点以上のもの。</b></p> <p>沸点は、「当該液体が純物質か混合物かであるかにかか</p>	区 分	高 圧 ガ ス の 定 義	備 考	圧縮ガス	①常用の温度で1MPa以上であって、現に1MPa以上 ②又は、温度35°Cにおいて1MPa以上	温度換算	圧縮アセチレン	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、温度15°Cにおいて0.2MPa以上	温度換算	液化ガス	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、0.2MPaとなる温度が35°C以下	飽和蒸気圧	政令指定液化ガス	35°Cで0Paを超える液化ガスで政令で指定 (液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン)	3種類のみ
区 分	高 圧 ガ ス の 定 義	備 考																														
圧縮ガス	①常用の温度で1MPa以上であって、現に1MPa以上 ②又は、温度35°Cにおいて1MPa以上	温度換算																														
圧縮アセチレン	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、温度15°Cにおいて0.2MPa以上	温度換算																														
液化ガス	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、0.2MPaとなる温度が35°C以下	飽和蒸気圧																														
政令指定液化ガス	35°Cで0Paを超える液化ガスで政令で指定 (液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン)	3種類のみ																														
区 分	高 圧 ガ ス の 定 義	備 考																														
圧縮ガス	①常用の温度で1MPa以上であって、現に1MPa以上 ②又は、温度35°Cにおいて1MPa以上	温度換算																														
圧縮アセチレン	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、温度15°Cにおいて0.2MPa以上	温度換算																														
液化ガス	①常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上 ②又は、0.2MPaとなる温度が35°C以下	飽和蒸気圧																														
政令指定液化ガス	35°Cで0Paを超える液化ガスで政令で指定 (液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン)	3種類のみ																														

頁、該当箇所	改訂後	現 行
	<p>ならず、その液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度」をいいます(内規)。</p>	<p>をいいます(内規)。</p>
<p>P. 4 の図 7 追加</p>	<p>2.1.1.1 製造の許可</p> <p>図 7 第一種製造者の許可単位について</p> <p>25</p>	<p>2.1.1.1 製造の許可</p> <p>図 7 第一種製造者の許可単位について</p> <p>19</p>
<p>P. 7 の 一般則抜粋上 から 5 行目、上 から 10 行目、 下から 8 行目</p>	<p>一般高圧ガス保安規則 (第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)</p> <p>第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 高圧ガス設備(特定設備を除く。)の取替え(第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの</p> <p>二 ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の変更の工事</p>	<p>一般高圧ガス保安規則 (第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)</p> <p>第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 高圧ガス設備(特定設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の取替え(第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの</p> <p>二 ガス設備(高圧ガス設備及びじよ限量百万分の一未満の</p>

頁、該当箇所	改訂後	現 行
	<p>三・四・五・六（略）</p> <p>イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>ガスが通るものを除く。）の変更の工事</p> <p>三・四・五・六（略）</p> <p>イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 （略）</p>
P.7の図9	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">P7</div>  <p style="text-align: center;">図9 軽微な変更の工事概念図</p> <p>32</p> <p>一号 大臣認定品等に限る 二号</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">P7</div>  <p style="text-align: center;">図9 軽微な変更の工事概念図</p> <p>32</p> <p>一号 じよ限量1ppm未満除く 大臣認定品等に限る</p>

頁、該当箇所	改訂後	現 行
		二号 じょ限量1 p p m未満除く
P. 8の上から3行目、上から5～7行目 注1) 削除	1) 高圧ガス設備（特定設備を除き、処理能力の変更が伴わないもの。）	1) 高圧ガス設備（特定設備及びじょ限量 <sup>1)</sup> 1ppm 未満のガスが通るものを除き、処理能力の変更が伴わないもの） 注1) 一般の人が有害ガス等を含んだ環境のもとで中程度の作業を1日8時間行い、かつ、長期間継続しても健康に障害を及ぼさない程度の有害ガスの限界をいいます。運用上ACGIH（米国産業衛生監督官会議）の勧告する許容濃度（TLV-TWA）によっています。
P. 9の下から9行目	2) ガス設備（高圧ガス設備を除く。） <b>変更の工事</b> が軽微な変更の工事に該当	2) ガス設備（高圧ガス設備及びじょ限量1ppm 未満のガスが通るものを除く） <b>変更の工事</b> が軽微な変更の工事に該当
P. 12の上から14行目	★ポイント ・全般 許可申請の段階で、完成検査時に必要な資料や都道府県の立ち会い項目等について調整しておく必要があります。 ・基礎の配筋、保温・保冷で隠れてしまう溶接部等は、製造施設の設置工事の途中で完成検査が必要となる場合があります。 ・耐震設計関係 完成検査時に必要な資料について、都道府県と調整しておく必要があります。 <資料の例>	★ポイント ・全般 許可申請の段階で、完成検査時に必要な資料や都道府県の立ち会い項目等について調整しておく必要があります。 ・基礎の配筋、保温・保冷で隠れてしまう溶接部等は、製造施設の設置工事の途中で完成検査が必要となる場合があります。 ・耐震設計関係 完成検査時に必要な資料について、都道府県と調整しておく必要があります。 <資料の例>

頁、該当箇所	改訂後	現 行
	コンクリートの圧縮強度を示す資料 鉄筋のミルシートと当該鉄筋の <b>仕様</b> を示す写真 (略)	コンクリートの圧縮強度を示す資料 鉄筋のミルシートと当該鉄筋の <b>使用</b> を示す写真 (略)
P. 22 の下から 1 行目	<p>2. 1. 3 その他の製造者（法第13 条）</p> <p>高圧ガスの製造をする者で、第一種製造者にも第二種製造者にも該当しない者は「その他の製造者」などと呼ばれ、次の高圧ガスの製造が該当します（内規 冷凍則関係は除く。）。</p> <p>a) 処理能力が100m<sup>3</sup>（第一種ガスの場合は300m<sup>3</sup>）未満の設備を使用してする事業（業）とならない高圧ガスの製造</p> <p>b) 処理設備を使用しないでする事業（業）とならない高圧ガスの製造（例えば、処理設備を使用しないでする高圧ガスの充填（いわゆる詰め替え））</p> <p>c) 一般則第13 条第1 号に掲げる緩衝装置等による高圧ガスの製造</p> <p>1) エア・サスペンション</p> <p>2) 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータ等）</p> <p><b><u>削除</u></b></p>	<p>2. 1. 3 その他の製造者（法第13 条）</p> <p>高圧ガスの製造をする者で、第一種製造者にも第二種製造者にも該当しない者は「その他の製造者」などと呼ばれ、次の高圧ガスの製造が該当します（内規 冷凍則関係は除く。）。</p> <p>a) 処理能力が100m<sup>3</sup>（第一種ガスの場合は300m<sup>3</sup>）未満の設備を使用してする事業（業）とならない高圧ガスの製造</p> <p>b) 処理設備を使用しないでする事業（業）とならない高圧ガスの製造（例えば、処理設備を使用しないでする高圧ガスの充填（いわゆる詰め替え））</p> <p>c) 一般則第13 条第1 号に掲げる緩衝装置等による高圧ガスの製造</p> <p>1) エア・サスペンション</p> <p>2) 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータ等）</p> <p>3) 自動車用エアバッグガス発生器</p>

頁、該当箇所	改訂後	現 行
P. 26 の上から 7 行目、上から 13 行目	<p>一般高圧ガス保安規則 (第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)</p> <p>第二十八条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽を除く。)の取替え(第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの</p> <p>二 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。)の通る部分の変更の工事</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一般高圧ガス保安規則 (第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)</p> <p>第二十八条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽及びじよ限量百万分の一未満のガスが通る部分を除く。)の取替え(第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの</p> <p>二 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。)の通る部分(じよ限量百万分の一未満のガスが通る部分を除く。)の変更の工事</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
P. 26 の下から 18 行目、下から 10 行目	<p>また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出されていますので、これと併せ、規定内容のポイントを整理します。</p> <p>1) 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽を除き、貯蔵能力の変更が伴わないもの)</p> <p>イ・ロ・ハ・ニ (略)</p> <p>2) 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを</p>	<p>また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出されていますので、これと併せ、規定内容のポイントを整理します。</p> <p>1) 貯蔵する高圧ガスの通る部分(貯槽及びじよ限量 1ppm 未満のガスが通るものを除き、貯蔵能力の変更が伴わないもの)</p> <p>イ・ロ・ハ・ニ (略)</p>

頁、該当箇所	改訂後	現 行
	<p>含み、高圧ガスを除く。)の通る部分  <b>変更の工事</b>が軽微な変更の工事に該当</p>	<p>2) 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。)の通る部分(じょ限量1ppm未満のガスが通るものを除く。)  <b>変更の工事</b>が軽微な変更の工事に該当</p>
<p>P. 32 の下から 1 行目</p>	<p>2.3.3 承継(法第20条の4の2)  販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があった場合、その承継者は販売業者の地位を承継します。ただし、承継した者は、遅滞なく都道府県知事に届け出なければなりません。  届け出ようとする者は、高圧ガス<b>販売事業承継届書</b>(法定様式)に、承継の事実を証する書面(相続の場合であって、相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。</p>	<p>2.3.3 承継(法第20条の4の2)  販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があった場合、その承継者は販売業者の地位を承継します。ただし、承継した者は、遅滞なく都道府県知事に届け出なければなりません。  届け出ようとする者は、高圧ガス<b>販売事業届書</b>(法定様式)に、承継の事実を証する書面(相続の場合であって、相続人が2人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。</p>
<p>P. 35 の表 4 中  販売所の区分</p>	<p><u>酸素(スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素の全容量の四十パーセント未満のものを除く。)の販売所</u></p>	<p><u>酸素の販売所</u></p>

頁、該当箇所	改訂後	現 行
P. 41 の上から 5 行目、上から 10 行目	<p>一般高圧ガス保安規則 (特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事)</p> <p>第五十七条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 貯蔵設備等(貯槽を除く。)の取替え(第五十五条第一項第八号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの</p> <p>二 消費設備(貯蔵設備等を除く。)の変更の工事</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>一般高圧ガス保安規則 (特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事)</p> <p>第五十七条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 貯蔵設備等(貯槽及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分を除く。)の取替え(第五十五条第一項第八号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの</p> <p>二 消費設備(貯蔵設備等及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分を除く。)の変更の工事</p> <p>三・四 (略)</p>
P. 41 の下から 16 行目、下から 9 行目	<p>また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出されていますので、これと併せ、規定内容のポイントを整理します。</p> <p>1) 貯蔵設備等(貯槽を除き、貯蔵能力の変更が伴わないもの) イ・ロ・ハ・ニ (略)</p> <p>2) 消費設備(貯蔵設備等を除く。) <b>変更の工事</b>が軽微な変更の工事に該当</p> <p>3) (略)</p>	<p>また、上記のとおり軽微な変更の工事に関する内規が出されていますので、これと併せ、規定内容のポイントを整理します。</p> <p>1) 貯蔵設備等(貯槽及びじよ限量1ppm 未満のガスが通るものを除き、貯蔵能力の変更が伴わないもの) イ・ロ・ハ・ニ (略)</p> <p>2) 消費設備(貯蔵設備等及びじよ限量1ppm 未満のガスを通るものを除く。) <b>変更の工事</b>が軽微な変更の工事に該当</p>



頁、該当箇所	改訂後	現 行
P. 47 の下から 10 行目	<p>注1) ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン <u>(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)</u> 又は空気を第一種ガスといたします (政令第3 条)。</p> <p>第一種ガス以外の混合ガスについては第一種ガスとし、第一種ガスと第一種ガス以外のガスの混合ガスについては第一種ガス以外のガスとなる (内規)。</p>	<p>3) (略)</p> <p>注1) ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン <u>(可燃性のものを除く。)</u> 又は空気を第一種ガスといたします (政令第3 条)。</p> <p>第一種ガス以外の混合ガスについては第一種ガスとし、第一種ガスと第一種ガス以外のガスの混合ガスについては第一種ガス以外のガスとなる (内規)。</p>
P. 49 の下から 2 行目	<p>3) 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次の場合に合算します。</p> <p><u>イ 容器又は容器以外の貯蔵設備が配管によって接続されている場合</u></p> <p><u>ロ 容器又は容器以外の貯蔵設備が配管によって接続されていないときであって、</u></p> <p><u>(i) 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m 以下の場合</u></p> <p><u>(ii) 容器と容器との間が22.5m (次のイ及びロの場合は、それぞれに示す距離) 以下の場合</u></p> <p><u>イ 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁 (ロにおいて単に「障壁」という。) が設置され、かつ、両者が有効の遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放され</u></p>	<p>3) 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次の場合に合算します。</p> <p><u>イ 設備 (容器) が配管によって接続されている場合</u></p> <p><u>ロ 設備 (容器) が配管によって接続されていないときであって、①設備 (容器) と設備 (容器) との間が30m 以下の場合、②設備 (容器) が同一構造物内にある場合</u></p>

頁、該当箇所	改訂後	現 行
	<p><u>ることを妨げない場所（容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。ロにおいて同じ。）に設置されている場合（ロの場合を除く。） 11. 25m</u></p> <p><u>ロ それぞれの容器置場の面積が8m<sup>2</sup>以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合 6. 36m</u></p>	
P. 50 の図 A. 3	<u>(削除)</u>	<p>例1 (合算する) 例2 30m以下 (合算する) 例3 30m超 (合算しない)</p> <p>例4 (合算する) (合算する) 30m超 (合算しない) (合算する)</p> <p>一つの敷地内に複数の貯蔵所が存在</p> <p>例5 (合算する) 例6 (合算する)</p> <p>図 A.3 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスの合算について</p>

頁、該当箇所	改訂後	現行
P. 109	<p style="text-align: center;"><b>高圧ガス保安法適用判断・手続きフロー(1-2)</b> (高圧ガスか、非高圧ガスか)</p> <p>(囲み部分矢印)</p> <p>常用の圧力0.2MPa</p> <p>常用の圧力1MPa</p>	<p style="text-align: center;"><b>高圧ガス保安法適用判断・手続きフロー(1-2)</b> (高圧ガスか、非高圧ガスか)</p> <p>(囲み部分矢印)</p> <p>常用の圧力0.2MPa</p>

頁、該当箇所	改訂後	現行
P. 113	<p>貯蔵量の合算方法</p> <p>高圧ガス保安法適用判断・手続きフロー(5) (貯蔵関係)</p> <p>(3)(4)から 貯蔵事業所</p> <p>貯蔵量計算(容器の場合は右の合算方法を考慮)</p> <p>第一種貯蔵所 (法16条1項、政令5条) (一般則20条) (液石則21条) 第一種貯蔵所設置許可申請 (法24条の2) (政令7条) 特定高圧ガス消費者でもある</p> <p>第二種貯蔵所 (法17条の2、1項) (一般則25条) (液石則26条) 第二種貯蔵所設置届出 (法24条の2) (政令7条) 特定高圧ガス消費者届出 (一般則53条) (液石則51条)</p> <p>その他の貯蔵 (法15条) (第一種貯蔵所・第二種貯蔵所以外の貯蔵) (一般則18条) (液石則19条) 貯蔵の届出不要・基準遵守 (法24条の2) (政令7条) 特定高圧ガス消費者でもある</p> <p>貯蔵量の合算方法</p> <p>容器又は容器以外の貯蔵設備の配管で接続されている場合は、両者間の距離にかかわらず合算</p> <p>容器同士はLが22.5m(障壁ありは11.25m(障壁ありでそれぞれの置場面積8m<sup>2</sup>未満は6.36m))以内を合算</p> <p>容器以外の貯蔵設備同士又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m))以内を合算</p>	<p>貯蔵量の合算方法</p> <p>高圧ガス保安法適用判断・手続きフロー(5) (貯蔵関係)</p> <p>(3)(4)から 貯蔵事業所</p> <p>貯蔵量計算(容器の場合は右の合算方法を考慮)</p> <p>第一種貯蔵所 (法16条1項、政令5条) (一般則20条) (液石則21条) 第一種貯蔵所設置許可申請 (法24条の2) (政令7条) 特定高圧ガス消費者でもある</p> <p>第二種貯蔵所 (法17条の2、1項) (一般則25条) (液石則26条) 第二種貯蔵所設置届出 (法24条の2) (政令7条) 特定高圧ガス消費者届出 (一般則53条) (液石則51条)</p> <p>その他の貯蔵 (法15条) (第一種貯蔵所・第二種貯蔵所以外の貯蔵) (一般則18条) (液石則19条) 貯蔵の届出不要・基準遵守 (法24条の2) (政令7条) 特定高圧ガス消費者でもある</p> <p>貯蔵量の合算方法</p> <p>設備(容器)間の距離に関係なく合算</p> <p>Lが30m以下の場合は合算</p> <p>同一構築物内は合算</p>
P. 113	<p>(囲み部分矢印)</p> <p>容器又は容器以外の貯蔵設備が配管で接続されている場合は、両者間の距離にかかわらず合算</p> <p>容器同士はLが22.5m(障壁ありは11.25m(障壁ありでそれぞれの置場面積8m<sup>2</sup>未満は6.36m))以内を合算</p> <p>容器以外の貯蔵設備同士又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m))以内を合算</p>	<p>(囲み部分矢印)</p> <p>設備(容器)間の距離に関係なく合算</p> <p>Lが30m以下の場合は合算</p> <p>同一構築物内は合算</p>